

## 札幌市についての流通業務施設の整備に関する基本方針（改正素案）

当初決定 昭和42年6月 3日

改正 昭和47年9月22日

改正素案 平成30年11月

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年律第110号）第3条の2第1項の規定に基づき、札幌市についての流通業務施設の整備に関する基本方針を次のとおり定める。

### 1 流通業務市街地を整備すべき都市に関する事項

北海道の産業・経済の中心である札幌市は、苫小牧港や新千歳空港につながる道央自動車道へのアクセスが容易であるほか、札幌貨物ターミナル駅や札幌トラックターミナル等の物流拠点を擁するなど、北海道における広域物流拠点としての重要な機能を担っている。

近年、消費者ニーズの多様化に伴う配送の小口化、多頻度化、時間指定の厳密化など、物流を取り巻く社会的情勢の変化を背景として、物流施設の機能複合化や大型化が進んでおり、市内流通業務施設の老朽化と相まって、今後も施設更新や新設の需要が見込まれる。

特に、道央自動車道のインターチェンジ周辺など広域交通の利便性が高い地区においては、これらの需要に適切に対応しながらも、流通機能の適正な配置を誘導し、引き続き流通機能の向上と道路交通の円滑化を図っていく必要がある。

こうしたことを踏まえ、札幌市について、流通業務市街地を整備すべき都市として設定する。

### 2 札幌市の都心の区域及びその他の区域における流通業務施設の機能及び立地に関する基本的事項

- (1) 今後新設される主要な流通業務施設は、可能な限り既成市街地の外周の地域で札幌新道等の主要環状道路、主要放射道路及び鉄道の利用が容易な場所等交通的地理的条件が良好であり、かつ土地利用上適正な位置に計画的に立地させるものとする。
- (2) 現在都心の区域及びその他の既成市街地に立地している流通業務施設のうち、必ずしもそれらの区域にあることを要しないものは、可能な限り計画的に既成市街地の外周の地域へ移転するよう配慮するものとする。
- (3) 今後新設される流通業務施設のうち一般消費財（生鮮食料品を除く。）中心の中規模卸総合センター等で既成市街地に立地することが不可欠なものは、道路等の交通施設の整備状況を勘案し、都市交通に混乱をきたさないよう配慮して、既成市街地内の適地に立地させるものとする。

- (4) 現在都心の区域及びその他の既成市街地に立地している流通業務施設のうち、それらの区域の物資需要に応ずるもの、あるいは商取引の中心的機能をもつもの等それらの区域に立地することが不可欠な流通業務施設については、流通機能の向上を図るため、施設の合理化及び高度化を促進するものとする。
- (5) 既成市街地の外周の地域において新設され、あるいは都心の区域より移転する流通業務施設については、可能な限り集約的な立地を図るため流通業務地区等に誘導するものとする。
- (6) 流通業務市街地の整備にあたっては、民間事業者の立地動向や意向の把握に努めることとする。

### 3 流通業務地区の数、位置、規模及び機能に関する基本的事項

- (1) 当面整備する流通業務地区の数は1ヶ所とし、東部方面の既成市街地の外周の地域、かつ、札幌新道、主要環状道路、主要放射道路、鉄道等の交通施設の利用が容易な場所に設けることとする。
- (2) 流通業務地区の規模は、おおむね190ヘクタールとする。
- (3) 流通業務地区は、札幌市と他の地域との地域間流動物資の集散基地としての機能を持つとともに、札幌市及びその周辺の地域における物資流動の需要に応じた集配、保管及び取引の機能並びにこれらに関連する加工基地としての機能を持つものとする。

### 4 流通業務地区内の流通業務施設の種類の種類、規模及び機能に関する基本的事項

流通業務地区については、鉄道の貨物駅、大規模なトラックターミナル、倉庫及び卸売業（木材販売センターを含む。）道路貨物運送業又は貨物運送取扱業の事務所又は店舗、荷さばき場及び関連加工工場等を設けるものとする。

### 5 流通業務施設の整備に際し配慮すべき事項

- (1) 国土計画又は地方計画に関する法律に基づく計画、都市計画等の各種計画との整合性に配慮する。
- (2) 騒音、振動、大気汚染等の公害の防止、自然環境の保全、文化財の保全、廃棄物の適正な処理、自動車から排出される窒素酸化物の削減等、環境の保全に配慮する。
- (3) 土地の投機的取引および地価の高騰が生ずることのないよう留意するとともに、適正かつ合理的な土地利用が図られるよう配慮する。
- (4) 周辺の道路交通の安全と円滑の確保について十分配慮する。また、必要な駐車場の確保について配慮する。